

奈良県消費生活センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県消費生活センター規則の一部を改正する規則

奈良県消費生活センター規則（昭和四十五年五月奈良県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、これを変更することがある。

附則

この規則は、公布の日から施行する。